

# ○大府市身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障がい者が自立した生活、社会活動への参加、通学、通院及び就労（以下「就労等」という。）のために、道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する普通自動車免許（以下「免許」という。）を取得した場合に、免許の取得に要した費用を助成することにより、身体障がい者の社会参加の促進を図り、もって福祉の増進に資することを目的として実施する大府市身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象となる者は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている身体障がい者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 就労等に伴い、免許を取得した者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、免許の取得に要した費用の3分の2に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

(申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、免許の取得後6月以内に、身体障がい者自動車運転免許取得費助成申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 身体障害者手帳の写し
- (2) 自動車運転免許証の写し
- (3) 免許を取得するために要した経費を明らかにする書類

2 助成金の交付申請は、1人について1回を限度とする。

(決定通知)

第5条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、その適否を決定し、身体障がい者自動車運転免許取得費助成（却下）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(支払)

第6条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、身体障がい者自動車運転免許取得費助成金請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、助成金を交付するものとする。

(記録の整備)

第7条 市長は、助成金の交付について、必要な事項を記録した台帳を整備しておかなければならない。

(助成金の返還)

第8条 市長は、受給者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、当該受給者に助成した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。